

受動喫煙対策整備貸付のご案内



受動喫煙防止のため店舗内禁煙化や
喫煙室の設置などを行う資金調達を支援します。

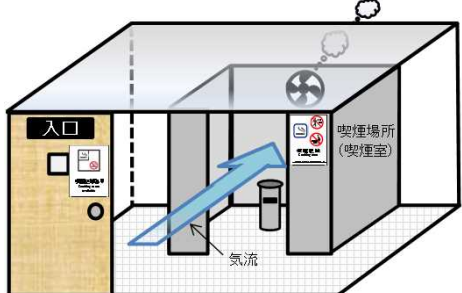
※2020年4月から兵庫県の改正受動喫煙の防止等に関する条例が全面施行され、
飲食店、宿泊施設、事務所などは、原則**建物内禁煙**(要件を満たした喫煙室の設置は可)となります。

対象者: 次のいずれにも該当する事業主が対象です。

(1)	県内で事業を営む者															
(2)	中小企業者及び組合等(以下主な例)															
	<table border="1"><thead><tr><th>中小企業者</th><th>常時使用する従業員</th><th>資本金の額等</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人企業、NPO法人</td><td></td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">会社</td><td>製造業等 300人以下</td><td>製造業等 3億円以下</td></tr><tr><td>卸売業・サービス業 100人以下</td><td>卸売業 1億円以下</td></tr><tr><td>小売業 50人以下</td><td>小売業・サービス業 5,000万円以下</td></tr><tr><td>旅館業 200人以下</td><td>旅館業 5,000万円以下</td></tr></tbody></table>	中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等	個人企業、NPO法人		—	会社	製造業等 300人以下	製造業等 3億円以下	卸売業・サービス業 100人以下	卸売業 1億円以下	小売業 50人以下	小売業・サービス業 5,000万円以下	旅館業 200人以下	旅館業 5,000万円以下
中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等														
個人企業、NPO法人		—														
会社	製造業等 300人以下	製造業等 3億円以下														
	卸売業・サービス業 100人以下	卸売業 1億円以下														
	小売業 50人以下	小売業・サービス業 5,000万円以下														
	旅館業 200人以下	旅館業 5,000万円以下														

従業員の数又は資本金の額等のいずれか一方が該当すれば対象となります。個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。

資金用途: 建物内禁煙化(分煙設備の撤去)や喫煙室等の設置にかかる費用

建物内禁煙化	分煙設備(禁煙席と喫煙席を分割する壁や排気設備)の撤去費用
喫煙室設置	以下の要件を満たす喫煙室の設置費用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"><ul style="list-style-type: none">①壁・天井等で区画②喫煙室入口への風速が0.2m毎秒以上③たばこの煙を直接屋外へ排気④喫煙室入口に喫煙場所である旨、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止の旨を表示</div> 
屋外喫煙場所設置	屋外喫煙場所の設置費用

複数の用途を併せてご利用いただくこともできます(例: 分煙設備の撤去+喫煙室設置)。
ただし、従業員向けの休憩室、社員寮等における措置は対象となりません。

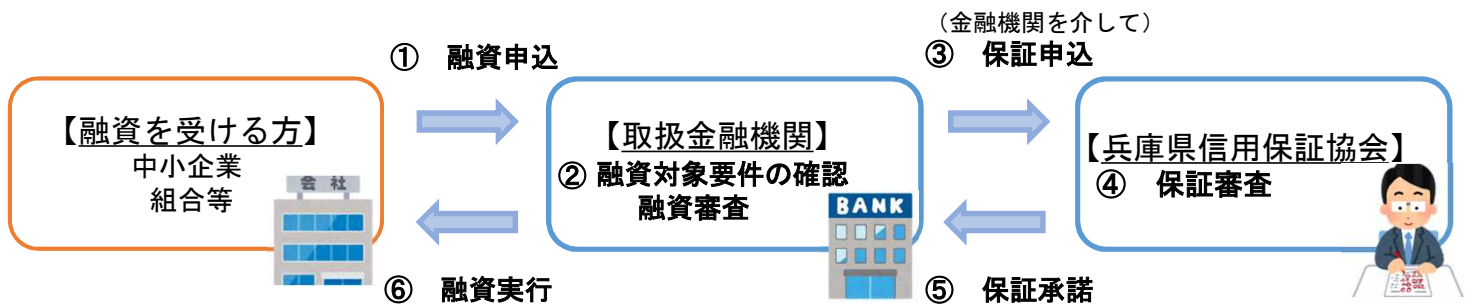
融資条件(令和元年10月1日現在)

限度額	1箇所1,000万円 ※喫煙室を複数設置する場合には、喫煙室1箇所あたり1,000万円を限度とします。		
利率	年0.90%(固定利率)	期間	7年以内(うち据置1年以内)
担保・保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる(第三者保証人不要)		
信用保証	原則として保証を付ける ※保証料軽減措置(基準利率から2割軽減)を受けることができます。		

兵庫県

お申込みは取扱金融機関の県内店舗へ

融資を受けるための手続き



申 込 先

取扱金融機関

■銀行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、山口、広島、南都、関西みらい、みなと、徳島、大正、トマト、三井住友信託

■信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、日生

■信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

■商工組合中央金庫

神戸、姫路、尼崎の各支店

■農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

※・上記金融機関の兵庫県内の店舗にかぎります。
・一部の金融機関では、取り扱っていない場合もあります。

相 談 窓 口

○兵庫県産業労働部地域金融室及び 各県民局・県民センター商工労政担当課

兵庫県産業労働部地域金融室 (078) 362-3321
神戸県民センター県民課 (078) 647-9087

阪神南県民センター県民・産業振興課 (06) 6481-7669
阪神北県民局地域振興課 (0797) 83-3155

東播磨県民局県民課 (079) 421-9610
北播磨県民局県民・商工観光課 (0795) 42-9415

中播磨県民センター産業観光課 (079) 281-9260
西播磨県民局地域づくり課 (0791) 58-2141

但馬県民局地域づくり課 (0796) 26-3686
丹波県民局地域振興課 (0795) 73-3784

淡路県民局県民・商工労政課 (0799) 26-2087
○神戸市経済観光局経済政策課 (078) 360-3206

(神戸市産業振興センター内)
○(公財)ひょうご産業活性化センター (078) 977-9079

○県内の商工会議所、商工会

兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 の 信 用 保 証 制 度

- ・原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系(9区分)になっています。
詳しくは、保証協会にお問い合わせください。

- ・信用保証をご利用の皆様へのご願い
申込み手続きは、本人が直接記入のうえ行ってください。

※信用保証申込みに関し、あつせんするなどと言って、あつせん料・手数料・謝礼金等を要求する者がいるようですが、お支払いいただくのは融資実行時の保証料のみです。

◎ 兵庫県信用保証協会 本所 (078) 393-3900

【融資に関する問い合わせ先】

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室(TEL: 078-362-3321)
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

兵庫県 中小企業融資 [検索](#)

融資の詳細は県ホームページ
をご覧ください。



【条例に関する問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班(TEL: 078-362-9111)

※過去に兵庫県の補助金で整備された喫煙室や分煙設備を撤去・改修等される場合は、必ず事前にご連絡ください。